

食品衛生法の規定に基づく監視指導について

(平成20年度全国厚生労働関係部局長会議(厚生分科会)資料抜粋)

従前の経緯

- 昨年1月、中国産冷凍ギョウザによる薬物中毒事案が発生したことを受けて、昨年2月22日、「食品による薬物中毒事案の再発防止策について」(食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚による会合申合せ)が取りまとめられた。
- このため、厚生労働省においては、次に掲げる措置を講じた。
 - ・ 都道府県等から厚生労働省への食中毒事案に関する速報の見直し
昨年4月、都道府県等から厚生労働省への食中毒事案に関する速報(食品衛生法第58条第3項)の対象として「重篤な患者が発生したとき」及び「化学物質に起因し、又は起因すると疑われるとき」(食品衛生法施行規則第73条第2項第1号及び第3号)を追加した。
 - ・ 事業者から保健所等への食品等に係る健康被害等に関する報告の導入
昨年4月、事業者は、保健所に対し、食品等に係る健康被害等に関する情報を速やかに報告する(「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針(ガイドライン)」第2-13(2))ものとした。
(注) 当該ガイドラインは、都道府県等が営業の施設の公衆衛生上講ずべき措置に関して条例で必要な基準を定める(食品衛生法第50条第2項)に当たっての技術的助言である。
- なお、「消費者安全情報総括官について」(平成20年9月10日関係府省庁局長申合せ)等に基づき、厚生労働省においては、都道府県等より報告された食品等に係る健康被害に関する情報を内閣府等の関係府省庁に提供している。

今後の取組

- 平成21年度には、食中毒被害情報の集約及び解析のための体制を強化するため、厚生労働省に「食中毒被害情報システム(仮称)」を構築するとともに、医薬食品局食品安全部監視安全課に「食中毒被害情報管理室(仮称)」を設置することとしている。

都道府県等に対する要請

- 都道府県等から厚生労働省への食中毒事案に関する速報の見直しを踏まえ、次に掲げ

る2点をお願いする。

- ・ 保健所等においては、食中毒事案を探知したときは、その犯罪性の有無にかかわらず、速やかに都道府県等に報告する（食品衛生法第58条第2項）とともに、事案の性質に応じて捜査機関を始めとする関係機関との間で情報を共有すること。
- ・ 都道府県等においては、食中毒事案が速報の対象と判明したときは、調査中かどうかにかかわらず、直ちに厚生労働省に報告する（食品衛生法第58条第3項）こと。

○ 事業者から保健所等への食品等に係る健康被害等に関する報告の導入を踏まえ、次に掲げる2点をお願いする。

- ・ 都道府県等においては、営業の施設の公衆衛生上講ずべき措置に関して必要な措置を定める条例を早急に改正すること。
- ・ 保健所等においては、事業者に対し、食品等に係る健康被害に関する苦情を申し出た消費者が医療機関で診療を受けるように勧奨するとともに、消費者の苦情の集約及び解析のための体制を整備し、散発的に発生した2件以上の事案の共通性を探知したとき等は、速やかに保健所等に相談するよう、指導すること。